

第22号発議案

新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進
に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年9月25日

提出者	小	林	一	大	石	坂		浩	齋	京	四	郎
	中	村	康	司	松	原	良	道	笠	原	義	宗
	高	橋	直	揮	宮	崎	悦	男	青	柳	正	司
	矢	野	雄	学	石	塚	一	健	横	尾	幸	秀
	皆	川	辰	二	富	檜	洋	成	佐	藤	卓	之
	楡	井	甚	雄	小	島	吉	隆	佐	村	良	純
	桜	井	国	一	西	川	吉	吉	岩	身	孝	一
	金	谷	正	彦	早	川	秀	秀	尾	野	峯	昭
	柄	沢	謙	三	中	野	洸	夫	小	井		生
	帆	苅	佳	治	渡	辺	夫	夫	石			修
	三	富		一	星	野	伊					

新潟県議会議長 沢野 修 様

新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進 に関する条例の一部を改正する条例

新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例（平成26年新潟県条例第98号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「特定野生鳥獣」とは、<u>次に掲げる野生鳥獣</u>をいう。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の第一種特定鳥獣となった野生鳥獣を除く。</p> <p>(1) <u>カワウ</u></p> <p>(2) <u>ハシボソガラス</u></p> <p>(3) <u>ハシブトガラス</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「特定野生鳥獣」とは、<u>カワウ、ニホンザル、タヌキ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ</u>その他規則で定める県民の生命、身体若しくは財産、生態系又は生活環境に係る被害を生じ、又は生じさせるおそれのある野生鳥獣をいう。ただし、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の第一種特定鳥獣</u>となった野生鳥獣を除く。</p>

- (4) ムクドリ
- (5) ニホンザル
- (6) タヌキ
- (7) ツキノワグマ
- (8) ハクビシン
- (9) イノシシ
- (10) ニホンジカ

(11) 前各号に掲げるもののほか、県民の生命、身体若しくは財産、生態系又は生活環境に係る被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものとして規則で定める野生鳥獣

2 (略)

3 この条例において特定野生鳥獣について「有効活用」とは、捕獲等をした特定野生鳥獣が自然の恵みであるという認識の下に、これを食品、肥料等としてできる限り有効に活用することをいう。

4 (略)

(特定野生鳥獣関係団体の役割)

第7条 特定野生鳥獣関係団体は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に寄与する人材の育成、その管理及び有効活用のための効果的な手法に関する情報の発信等特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資する取組を行うよう努めるものとする。

2 (略)

(施策の推進)

第9条 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものと

2 (略)

3 この条例において特定野生鳥獣について「有効活用」とは、捕獲等をした特定野生鳥獣を自然の恵みとしてできる限り有効に活用することをいう。

4 (略)

(特定野生鳥獣関係団体の役割)

第7条 特定野生鳥獣関係団体は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に寄与する人材の育成、その有効活用のための手法に関する情報の発信等特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資する取組を行うよう努めるものとする。

2 (略)

(施策の推進)

第9条 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものと

<p>する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 特定野生鳥獣の管理及び有効活用</u> <u>に資する施設の整備の推進に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p>	<p>する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例による改正後の新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

原案可決
全会一致

第23号発議案

拉致事件の早期完全解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年10月12日

提出者 総務文教委員長 官 崎 悦 男

新潟県議会議長 沢 野 修 様

拉致事件の早期完全解決を求める意見書

本年9月に韓国の文在寅大統領と北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長が平壤で会談し、朝鮮半島の非核化や南北間の軍事的な緊張緩和策を盛り込んだ合意文書「平壤共同宣言」に署名した。この会談において、金委員長は文大統領に対して、適切な時期に日本と対話し関係改善を模索していく用意がある旨の発言をしたとされるが、北朝鮮は国営メディアなどで「拉致は解決済み」とし、経済協力などの「植民地支配の過去の清算」に日本が応じることが対話の条件だと主張している。

これまで北朝鮮は国際公約に背を向けてきた歴史があり、我が国は譲歩せずに毅然とした態度で交渉に臨む必要がある。

一方で、高齢化が進む拉致被害者家族には焦燥感が広がっており、拉致被害者全員の早期帰国に向けて残された時間に、もはや一刻の猶予もない。

よって国会並びに政府におかれては、米国や韓国をはじめ国際社会との連携を一層強化し、北朝鮮の言動に惑わされることなく、拉致被害者全員の一刻も早い救出に向けて、全力で交渉に当たるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月12日

新潟県議会議長 沢野 修

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	河野太郎様
内閣官房長官	菅義偉様
拉致問題担当大臣	菅義偉様

原案可決
全会一致

第24号発議案

私学助成の充実を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年10月12日

提出者 総務文教委員長 宮崎悦男

新潟県議会議長 沢野 修 様

私学助成の充実を求める意見書

我が国の学校教育の中で私立中学高等学校は、質・量の両面にわたって大きな役割を果たしており、私学の振興を図ることは学校教育の発展を図る上で重要である。

また、私立中学高等学校は、建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開し、本県の公教育の進展に寄与しているところである。

しかしながら、少子化の進行による生徒数の減少等により、学校経営は一段と厳しい状況に置かれている。

公教育は、公私相まつの教育体制が維持されてこそ健全な発展がなされ、個性化、多様化という時代の要請にも応え得るものである。

教育は国の礎であり国家百年の大計であるため、公立学校に比べて財政的基盤が脆弱な私立中学高等学校に対する助成の充実については、国の責務として万全の措置がなされなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、教育基本法第8条及び教育振興基本計画の趣旨に則り、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、より一層の充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月12日

新潟県議会議長 沢野 修

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	石田真敏様
文部科学大臣	柴山昌彦様



第25号発議案

水道民営化を推し進める水道法改正案に反対する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年10月12日

提出者 厚生環境委員長 小島 隆

新潟県議会議長 沢野 修 様

水道民営化を推し進める水道法改正案に反対する意見書

政府は、水道施設に関する老朽管の更新や耐震化対策等を推進するため、公共施設等運営権を民間事業者に設定できるコンセッション方式の仕組みを導入する内容を含む、水道法の一部を改正する法律案の成立を目指している。

しかしながら、コンセッション方式の導入は、災害発生時における応急体制や他の自治体への応援体制の整備等が民間事業者に可能か、民間事業者による水道施設の更新事業や事業運営をモニタリングする人材や技術者をどう確保するのか、などの重大な懸念があり、住民の福祉とはかけ離れた施策である。また、必ずしも老朽管の更新や耐震化対策を推進する方策とならず、水道法の目的である公共の福祉を脅かす事態となりかねない。

麻生副総理は2013年4月、米シンクタンクの講演で「日本の水道はすべて民営化する」と発言し、政府は水道事業の民営化にまい進してきた。ところが、水道事業が民営化された海外においては、フィリピン・マニラ市は水道料金が4～5倍に跳ね上がり、ボリビア・コチャバンバ市では雨水まで有料化され暴動が起きた。フランス・パリ市では、料金高騰に加え不透明な経営実態が問題となるなど、世界の多くの自治体で再公営化が相次いでいる。

水は、市民の生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、国民の生命と生活に欠かせない水道事業は民営化になじまず、今般の水道法改正案は、すべての人が安全、低廉で安定的に水を使用し、衛生的な生活を営む権利を破壊しかねない。

よって国会並びに政府におかれては、水道事業にコンセッション方式の導入を促す水道法の一部改正案は廃案にするとともに、将来にわたって持続可能な水道を構築し、水道の基盤強化を進めるため、必要な支援の充実、強化、及び財源措置を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月12日

新潟県議会議長 沢野 修

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	根本匠様



第26号発議案

主要農作物種子法の復活を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年10月12日

提出者 産業経済委員長 矢野 学

新潟県議会議長 沢野 修 様

主要農作物種子法の復活を求める意見書

稲・麦・大豆の優良な種子の生産・普及を各都道府県に義務づける主要農産物種子法は1952年の制定以来、都道府県が開発した優秀な品種を「奨励品種」と定め生産者に提供することで、国民への安定的な食料供給はもちろん、過度な民間参入や知見流出を防ぐ大きな役割を果たしてきた。

しかし、政府は「民間の参入を妨げている」、「民間の品種開発意欲を阻害している」などとして、十分な資料や説明もないまま、昨年の通常国会に同法を廃止する法案を提出し成立させ、今年4月1日に廃止された。同法は都道府県における種子生産の根拠となっていたことから、中長期的な予算確保が困難となり、安価で良質な種子の安定供給が後退しかねない。農林水産省は種子供給に必要な地方交付税は今後も確保するとするものの、法の後ろ盾がなくなる以上、将来に向けて供給体制が守られる保証はない。

また、政府は同じく昨年の通常国会で成立した農業競争力強化支援法を根拠に、都道府県が持つ種子生産の知見を民間企業に積極的に提供する方針を示している。民間企業に種子開発が独占され、品種の淘汰・単一化、種子価格の高騰、生産者が特許料の支払いを強いられる事態、海外の種苗大手への知見流出などの懸念も拭えない。さらに、外資系事業者の参入により、遺伝子組換え品種が生み出されるなど、食の安心・安全が脅かされることが危惧され、消費者にとっても影響が大きい。

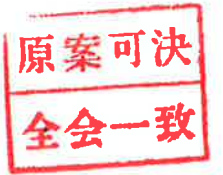
よって国会並びに政府におかれては、食料安全保障の観点から、日本の種子を保全するため、主要農作物種子法を復活するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月12日

新潟県議会議長 沢野 修

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
農林水産大臣	吉川貴盛様



第28号発議案

燃油高騰に係る対策を強く求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年10月12日

提出者 笠原義宗 横尾幸秀 高橋直揮
矢野学 皆川雄二 高富樫一成
桜井甚一

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 沢野 修 様

燃油高騰に係る対策を強く求める意見書

原油価格は、石油輸出国機構と主要産油国による協調減産などで高騰が続いており、軽油やガソリン価格も軒並み上昇している。

アベノミクス政策により、各種経済指標が概ね良好な数値を示し、ようやくデフレからの脱却を果たしつつある我が国経済において、原油価格の高騰は、物流の中核を担う運輸業界等に大きな影響を及ぼし、人手不足により厳しい経営を強いられている中、その先行きが懸念されている。

加えて、来秋に予定されている消費税率の引上げが行われれば、価格に転嫁できず収益は一段と悪化し、倒産や廃業する企業が続出することも予測されていることから、運輸業界等の困窮を放置することなく、我が国経済の更なる発展に向けて、燃油価格の安定化を図らなければならない。

よって国会並びに政府におかれては、価格監視の強化、軽油引取税の税率の特例規定の廃止または一時凍結、燃油価格が一定額を超えた場合に税率の特例規定の適用を停止するいわゆるトリガー条項の一時凍結の解除など、燃油高騰対策に向けたあらゆる政策手段をもって、トラック業界をはじめとする運輸業界等の困窮に対し、早急に適切な対応を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月12日

新潟県議会議長 沢野 修

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	石田真敏様
経済産業大臣	世耕弘成様
国土交通大臣	石井啓一様